

「女性のチカラを活かす企業」認証制度実施要綱

(趣旨)

第1 男女雇用機会均等法等法令の整備により、職場における女性の待遇は着実に改善されているものの、多くの企業や団体において、女性が限られた職務に配置され、役職にほとんど就いていないなど、その能力を十分に発揮しているとは言い難い状況にある。法令の遵守に留まらず、職場における女性労働者の能力発揮や仕事と生活の調和のための取組を積極的に推進している事業者を県が認証することにより、事業者のこうした自主的な取組を推進することを目的として「女性のチカラを活かす企業」認証制度を実施する。

(定義)

第2 この要綱において「ポジティブ・アクション」とは、男性中心の職場慣行や男女の固定的な役割分担意識を解消し、女性が職場において能力を十分に発揮できるようにするための積極的な取組をいい、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）推進のために全ての労働者を対象に行う取組を含めるものとする。

(対象)

第3 この制度の対象は、県内に本社、本店又は事業の拠点があり、県内で事業活動を行い、かつ常時雇用労働者を有する企業・法人・団体（国及び地方公共団体を除く。以下「事業者」という。）とする。

(基準)

第4 この制度の基準は、次のすべての要件を満たすものとする。

- (1) 別に定める「女性のチカラを活かす企業」取組宣言を行っていること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。
 - イ 認証を受けようとする日から起算して、過去3年以内に「女性のチカラを活かす企業」として認証を受けているとき。
 - ロ 第1と同様の趣旨として、国の機関から認証・認定等を受けているとき。
 - ハ 県外に事業の拠点を有する事業者について、本社・本店が所在する都道府県から、第1と同様の趣旨として認証・認定等を受けているとき。
- (2) 労働基準法、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法等の関係法令を遵守するとともに、それら法令に適合した就業規則等を整備していること。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団または暴力団員と密接な関係を有しないこと。
- (4) ポジティブ・アクション・シートに定めるチェック項目20項目のうち10項目以上に該当すること。

(ゴールド認証)

第5 第4を満たすもののうち、ポジティブ・アクション・シートに定めるチェック項目20項目のうち17項目以上に該当する場合は、「女性のチカラを活かす企業」ゴールド認証とする。

(認証申請)

第6 「女性のチカラを活かす企業」の認証（以下「認証」という。）を受けようとする事業者（以下「認証申請者」という。）は、ポジティブ・アクション・シート（様式第1号）に所要事項を記載の上、添付書類チェックシート（様式第2号）及び必要な書類を添付して知事に申請するものとする。

（審査及び認証）

第7 知事は、第6の申請のあった事業者について、第4の基準に基づき審査し、申請のあった日の属する月の翌々月1日付けで認証するものとし、当該基準を満たした企業については、女性のチカラを活かす企業認証書（様式第3号）を、第5に該当する企業については、女性のチカラを活かす企業（ゴールド認証企業）認証書（様式第7号）を、それぞれ交付する。

2 知事は、前項で定める審査に必要と認められる場合には、認証申請者への電話確認や訪問によるヒアリングなど所要の調査を行うことができる。

3 認証の有効期間は、認証の日から2年間とする。

（認証マーク）

第8 認証を受けた事業者（以下「認証事業者」という。）は、知事が別に定める「女性のチカラを活かす企業認証制度」認証マークを、商品や広告、名刺等に使用することができる。

（変更の届け出及び辞退）

第9 認証事業者は、次に掲げる事項に変更があった場合には、「女性のチカラを活かす企業」認証変更届出書（様式第4号）により、当該変更が生じた日から30日以内に知事に届け出なければならない。

（1）事業者の名称

（2）代表者の職氏名

（3）本社所在地

（4）宮城県内の主たる事業所（県外に所在する場合のみ）

2 認証事業者は、認証基準を満たさなくなったとき又は認証継続の意思を失ったときは、速やかに「女性のチカラを活かす企業」認証辞退届出書（様式第5号）により、知事に届出をし、併せて当該届出に係る認証に係る認証書を知事に返還しなければならない。

（確認書の交付）

第10 ポジティブ・アクションの推進に係る確認書（様式第6号。以下「確認書」という。）の交付を受けようとする事業者（以下「申請事業者」という。）は、第6第1項による認証申請に併せて申請することができる。

2 知事は、前項の規定による申請があった場合、申請事業者が第4各項に定める認証基準を満たすと認められるときは、確認書を交付する。

3 前項に基づき交付する確認書の有効期間は、知事が確認した日から2年間とする。

4 認証事業者は、第9第2項の規定による届出をする場合、当該届出に係る認証に係る確認書を知事に返還しなければならない。

（知事表彰）

第11 知事は、認証事業者のうち、ポジティブ・アクションの実施において、特に意欲的な取組を

行っていると認められる事業者について、表彰することができる。

2 前項の表彰に関して必要な事項については、知事が別に定める。

(取組状況の確認及び啓発)

第12 知事は、事業者におけるポジティブ・アクションの推進状況を確認し、もしくはその必要性を啓発することを目的として、職員を派遣して事業者を訪問させることができる。

(認証の取消)

第13 知事は、認証企業が次に掲げる行為を行ったとき又はその事実が明らかになったときは、当該認証を取り消すことができる。

- (1) 第4に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき
- (2) 虚偽または不正の手段により認証を受けたことが判明したとき
- (3) その他認証企業として適当でないとして認めるとき

2 知事は前項の規定により登録の取消をするときは、理由を付して認証企業にその旨を通知するものとする。

3 認証企業は認証の取消を受けた場合、速やかに認証書を知事に返納しなければならない。

(その他)

第14 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関して必要な事項は別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成22年6月30日から施行する。

2 「女性のチカラは企業之力」普及推進事業実施要綱（平成21年4月1日施行）は廃止する。ただし、当該要綱により認証書及び確認書を交付した事業者については、この規定に関わらず当該認証書及び確認書の有効期間の満了まで当該要綱による認証及び確認を有効とし、平成22年6月29日までに申請を行った認証申請者については、当該要綱に基づき審査を行うものとする。

(認証の有効期間の特例)

3 平成22年11月1日又は平成23年2月1日付けで認証を受けた認証事業者（以下「特例認証事業者」という。）の当該認証の有効期間は、第5第4項の規定にかかわらず、認証の日から2年間とする。

(確認書の有効期間の特例)

4 特例認証事業者の当該認証に係る確認書の有効期間は、第8第3項の規定にかかわらず、知事が確認した日から2年間とする。

(認証の有効期間内の確認書の交付)

5 特例認証事業者で当該認証の申請に併せて第8第1項の申請をしなかったもの（複数の確認書の交付の申請を要する場合において、その一部の申請をした者を含む。）は、同項の規定にかかわらず、当該認証の有効期間内は、いつでも、当該認証に係る確認書（附則様式第1号）の交付を申請することができる。

6 前項の申請は、附則様式第2号によらなければならない。

7 第8第2項の規定は、附則第5項の規定による申請があった場合に準用する。この場合において、第8第3項中「前項」とあるのは「附則第7項において準用する前項」と、「1年間」とあるのは「当該確認書に係る認証の有効期間が満了する日まで」とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成23年6月6日から施行する。
(経過措置)
- 2 知事は、この要綱の施行の際現に改正前の「女性のチカラを活かす企業」認証制度実施要綱（以下「旧要綱」という。）第5第2項の規定により同項に規定する「女性のチカラを活かす企業」認証書（以下「旧認証書」という。）の交付を受けている改正後の「女性のチカラを活かす企業」認証制度実施要綱（以下「新要綱」という。）附則第3項に規定する特例認証事業者（以下「特例認証事業者」という。）に対し、同項に規定する期間を当該認証の有効期間として記載した新要綱第5第1項に規定する認証書を交付する。
- 3 知事は、この要綱の施行の際現に旧要綱第8第2項の規定により旧要綱第8第1項に規定する確認書（以下「旧確認書」という。）の交付を受けている特例認証事業者に対し、新要綱附則第4項に規定する期間を当該認証に係る新要綱第8第1項に規定する確認書（以下「新確認書」という。）の有効期間として記載した新確認書を交付する。
- 4 この要綱の施行の際現に特例認証事業者に交付されている旧認証書及び旧確認書は、この要綱の施行の日限り、その効力を失う。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成24年7月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成25年10月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成29年6月1日から施行する。